



市民後見人

あなたも

になりませんか



市民後見人とは

弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等です。地域の中で、ひとりで決めることに不安のある方の金銭管理、介護・福祉サービスの利用援助の支援を行います。「後見人」とは認知症高齢者や知的障がいなどにより判断能力に不安がある方の財産管理や生活の維持のため家庭裁判所により選任される人のことです。

2025年1月 養成講座を開講します

受講料無料

定員
20名

市民後見人養成講座プログラム

① 申込み受付 … 10月1日～11月29日（必着）

対象者等詳細はこちらから
「開催要項」



申込書はこちらから
「受講申込書」



② 受講者決定 … 12月中旬

③-1 基礎研修6日間…2025年（令和7年）1月中旬～2月初旬

1/17	（金）	13:00～17:05	成年後見人制度概論・各論 （法定後見、任意後見）
1/21	（火）	13:15～17:00	高齢者の理解／関係制度・法律
1/24	（金）	10:00～15:30	障がい者の理解／関係制度・法律
1/28	（火）	10:00～16:10	民法の基礎／関係制度・法律
1/31	（金）	10:00～15:15	関係制度・法律／意思決定支援
2/4	（火）	10:00～15:15	市民後見概論／活動の実際

③-2 実践研修5日間…2025年（令和7年）2月下旬～3月中旬

2/28	（金）	13:30～16:10	対人援助の基礎／施設見学の留意点
3/4	（火）	10:00～15:00	施設見学・講話 ※体験後、自宅にてレポート作成
3/7	（金）	10:00～15:10	家庭裁判所の役割／成年後見の実務①
3/12	（水）	13:15～16:30	成年後見の実務②
3/14	（金）	13:15～16:30	事例検討／意見交換／修了式

研修会場 イーストピアみやこ 〒027-0052岩手県宮古市宮町1丁目1-30



社会福祉法人
宮古市社会福祉協議会

宮古圏域成年後見センター

0193-64-5051

問い合わせ対応
月～金 8:30～17:15（祝日除き）

宮古市小山田二丁目9-20 m.seinen.kouken@gmail.com